

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 6 3 ~ H 9 0 (最長 9 0 年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	関東整備局 昭和 6 3 年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数52件、植栽面積626ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 7,617百万円 総費用 (C) 2,596百万円 分析結果 (B / C) 2.93
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、増加傾向にあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下次の平均実施回数が7.6回、除伐の平均実施回数が0.8回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に147ha実施している。 植栽地に占める生育状況が不良の割合は、全体の10%である。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち46%が、利根川水系須田貝ダム、天竜川水系船明ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち30%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。 ただし、植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化しつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況等に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施することとする。
評価結果及び事業の実施方針	・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化しつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況等に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施する。 ・ 有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</u>